

高齢者の親睦や生きがいづくりの 機会を支援します。

1 対象 以下の要件をすべて満たす団体又は自治会（区）

- ① 3名以上が所属する団体で、構成員の半数以上が、
市内に住所があり実際に住んでいる65歳以上の市民
- ② 年間を通じて高齢者の生きがいづくりや地域貢献の活動を
実施している

※詳細については事前に市役所に相談してください。

2 補助の金額

参加した65歳以上の市民一人あたり3,000円を上限（1,000円未満切捨て）

- ・補助は各団体、年度内1回限りです。
- ・親睦会を実施した日から3か月以内に申請してください。

(例)	参加者(65歳以上)	かかった経費(消費税等を除く)	補助の金額
上限額を 超える	21人参加	80,850円	<u>63,000円</u> (21人×3,000円が上限額)
上限額を 超えない	13人参加	35,750円	<u>35,000円</u> (1,000円未満の端数は切捨て)

3 補助対象・補助対象外の費用の例

ホームページに詳しい
例を掲載しています。



補助対象の費用の例

- ・オードブルや飲食店での食事代など、飲食のための費用
- ・親睦旅行のための交通費や、旅行会社に支払う費用
- ・親睦会の会場費

補助対象外の費用の例

- ・現金や金券を支給するための費用（お祝金、祝儀 など）
- ・持ち帰りが前提の記念品等の購入費（カタログギフト、タオル など）
- ・別で市の補助等を受けている費用

※上記はあくまで例です。詳細については事前に市役所に相談してください。

【裏面をご覧ください】

補助金申請の流れ

申請書の入手

- ・市役所1階 福祉企画課窓口で、申請書、請求書などを配付します。
- ・親睦会の内容を確認します。

※計画している親睦会が補助の対象となるか、必ず事前に確認してください。



親睦会や親睦旅行の実施

- ・参加者の名簿を作成してください。 ※参考様式は市役所で配付しています。
- ・かかった費用がわかる領収書等を必ず保管してください。

※参加者名簿と領収書等が無いと補助の対象になりません。



申請書の提出

※親睦会の実施日から3か月以内に申請してください。

- ・申請書と請求書、「参加者名簿」、「領収書等の原本」を福祉企画課窓口へ提出してください。



交付の決定・補助金の支払い

- ・市から団体の代表者に補助金交付決定通知書を送付します。
- ・補助金交付決定通知書の送付から約1か月程度で、指定口座に補助金を振り込みます。

お問合せ

富士宮市役所 福祉企画課 福祉企画係

0544-22-1457